

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成18年度及び平成28年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年10月30日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

- 1 特定の事件（平成18年度）
少子高齢化対応事業の財務事務の執行について
- 2 監査対象部局及び団体
保健福祉部保育課及び関係各部課並びに経済部産業振興課
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和元年10月25日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【小児急患調剤薬局事業委託】 委託料の積算根拠について</p> <p>薬剤師会の小児急患調剤薬局事業特別会計の平成17年度収支計算書を見ると、診療収入の当初見込額は10,610千円、決算額は13,859千円で、実績額が見込額を3,249千円上回っている。特別会計全体で2,076千円のプラスの収支差額が出ており、また前年度からの繰越分を含めて15,908千円が次期繰越収支差額となっている。診療収入の実績と見込の差額のうち6割程度は当該年度の経費等に充当されずに繰越されている状況であり、委託料積算における診療収入の扱いを見直す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(報告書 58頁)</p>	<p>1.【小児急患調剤薬局事業委託】 委託料の積算根拠について</p> <p>当該委託契約は、平成24年度まで前金払で支払っていたが、指摘を受け平成21年度予算から平成24年度予算までにおいては過年度の診療収入の実績を考慮して委託料の減額を行い、平成25年度からは支払方法を概算払に変更し、当該年度の診療収入の実績に応じて委託料の精算を行った。また、委託事業と補助事業の整理を行った結果、平成31年度からは当該委託事業を補助事業である「休日夜間急患調剤事業」に統合した。</p>

- 1 特定の事件（平成28年度）
補助金に係る財務に関する事務の執行について
- 2 監査対象部局及び団体
補助金の予算額が原則として300万円以上の関係各課
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和元年10月25日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【休日夜間急患調剤薬局運営費補助金】</p> <p>補助事業が負担すべき経費（建物賃借料等）</p> <p>休日夜間調剤薬局は、相模原市総合保健医療センター(ウェルネスさがみはらB館1階)にあるが、行政目的使用のため賃借料無料とされている。薬剤師会は、同じ建物の6階にあり、行政財産目的外使用許可を受け、年間356万円を負担している。</p> <p>法人全体の賃借料は、事業費と管理費の総額で1,245万円であり、このうち1,196万円を公益目的事業会計が負担している。このうち本補助事業の負担は、1,082万円である。収益事業等会計の賃借料の負担は33万円である。本補助事業の負担のうち相模原中央の建物使用料等は337万円である。調剤薬局が配置されている1階部分の賃料は無償で借り受けているから、6階の事務局部分の</p>	<p>1.【休日夜間急患調剤薬局運営費補助金】</p> <p>補助事業が負担すべき経費（建物賃借料等）</p> <p>市薬剤師会に対しては、当該補助金のほかに、小中学校プール水質検査委託ほか2事業の学校保健関連事業を委託しており、これらの業務に係る市薬剤師会事務局の事務室の賃借料については、便宜上一括して当該補助金から支出していた。</p> <p>今回の指摘を受け、事務室の賃借料については、市薬剤師会事務局職員の業務割合に応じて按分し、平成31年度においては、当該補助金は45.0%、学校保健関連事業は21.7%、市薬剤師会は33.3%を負担することとした。</p>

賃料ということになるが、法人会計の賃借料16万円に対して約20倍となっている。

建物賃借料は一人当たりの専有面積を求めて、職員等の業務内容に応じて人員を各業務に割り振りそれを基に建物賃借料を割り振るのが合理的と考える。補助事業等を行っていない場合には、発生する建物賃借料を事務局の費用として法人会計が負担するものと考えられる。リース等の賃借料は、各業務の利用状況に応じて割り振るのが合理的と考える。

現状では、相模原市総合保健医療センターの6階事務室の賃借料356万円のうち80%を当該補助事業が負担しており、賃借料が発生する365日のうち開設日数が休日72日、夜間365日にも拘わらず、法人全体の賃借料の80%を負担していることは、補助目的事業への配賦が過大になっていると考えられる。収益事業等会計も含めて担当する業務に応じた人員費等により専有面積を求めこれに基づいて費用の按分を行う必要がある。

(報告書 30頁)